



ISMS

情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度

I S M S 審査登録機関の認定に関わる料金

JIP-ISAC610-1.5

2006年6月1日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定 / 改訂日	改訂箇所 (改訂理由)	備考
1.0	2002.4.1	初版	
1.1	2002.4.23	納入時期説明の備考追加	
1.2	2002.10.1	備考 2-3 条件追記、表紙・改版履歴追加、誤記訂正	
1.3	2003.6.2	フォローアップ審査の表示追加 7. 特別審査料金追加 8. 再認定料金追加 注記 5. 審査料請求時期関連追加 注記 6. 認定登録証再発行関連追加 備考 1 -2 修正	
1.4	2004.10.1	消費税込み表示追加に伴う構成変更 注記 5 追加、目次追加 料金の改定は無し	本版より公開
1.5	2006.6.1	3.1(3)、備考 2 : 事業者数リンク登録維持料改定 3. 備考 1 : 年収リンク登録維持料の年収の説明追加	

目 次

- 1. 目的
 - 2. 初回認定申請・審査・登録
 - 2.1 料金
 - 2.2 納入時期
 - 3. 認定登録維持
 - 3.1 料金
 - 3.2 納入時期
 - 4. サーベイランス（定期維持審査）
 - 4.1 料金
 - 4.2 納入時期
 - 5. 更新申請・審査・登録
 - 5.1 料金
 - 5.2 納入時期
 - 6. 特別審査・拡大認定登録
 - 6.1 料金
 - 6.2 納入時期
 - 7. 再申請による認定審査・登録
 - 8. 認定登録証の再発行
 - 8.1 料金
 - 8.2 納入時期
- 注記

1. 目的

この文書は、(財)日本情報処理開発協会(以下、本協会という)が、ISMS 審査登録機関を認定する場合の、認定申請、登録及び維持に関わる料金について定めたものである。

2. 初回認定申請・審査・登録

2.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	400,000 円	420,000 円
(2)	基本審査料	800,000 円	840,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 /人・時間	21,000 円 /人・時間
(4)	審査付帯費用(下記)		
	移動対価：単価	16,000 円 /人・時間	16,800 円 /人・時間
	交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(5)	登録料	1,000,000 円	1,050,000 円

2.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後納入する。(3)(4)は審査終了後納入する。(5)は認定登録決定後納入する。

3. 認定登録維持

3.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料	200,000 円 / 年	210,000 円 / 年
(2)	年収リンク登録維持料(備考1参照) ：当該機関の審査登録業務に関わる年収による		
	年収が5億円以下の場合	年収の1.5%+消費税 但し、年収リンク維持料の最低額は、年間700,000円(消費税込み735,000円)とする。	
	年収が5億円を超え10億円以下の場合	7,500,000円+年収のうち5億円を超える額の1.125%+消費税	
	年収が10億円を超える場合	13,125,000円+年収のうち10億円を超える額の0.75%+消費税	
(3)	事業者数リンクの登録維持料(備考2参照)		
	事業者1件当り	30,000 円 / 年	31,500 円 / 年
	年間当りの最高額	7,500,000 円 / 年	7,875,000 円 / 年

3.2 納入時期

- (1)は1年毎のサーベイランス時又はこれに相当する時期に納入する。
 (2)は備考1による。(3)は備考2による。

備考1.(年収リンク登録維持料)

- 1)当該機関の事業年度終了後90日以内に納入する。
 2)初回認定年度に対しては、認定された月から年度末までの当該機関のISMS審査登録業務に関わる収入を初年度の年収として使用する。
 また、初回認定年度における年収リンク登録維持料の最低額は、認定された月から数えて当該機関の年度末までの月割りで計算する。
 3)次年度以降は、当該機関のISMS審査登録業務に関わる前年度の年収を使用する。
 4)当該機関の審査登録に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除する。

備考2.(事業者数リンクの登録維持料)

- 1)この料金は、当該事業者を審査登録した審査登録機関が納入する。
 2)本協会への納入額は、当該機関が本協会より認定された認定範囲内において審査登録した全ての事業者を対象として算出する。
 ただし、国外にサイトのある事業者については、本協会へ登録を希望した事業者を対象として算出する。
 3)初回登録の場合、登録月から当該機関の事業年度末までの初年度分は免除する。
 4)次年度分以降は、当該機関の事業年度の期首時点で本協会に登録されている全事業者分を、期首から30日以内に納入する。

4. サーベイランス(定期維持審査)

4.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 (事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000円 /人・時間	21,000円 /人・時間
	審査付帯費用(下記)		
(2)	移動対価：単価	16,000円 /人・時間	16,800円 /人・時間
	交通費・宿泊費	本協会の規定による	

4.2 納入時期

審査終了後納入する。

5. 更新申請・審査・登録

5.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	400,000 円	420,000 円
(2)	基本審査料	800,000 円	840,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 /人・時間	21,000 円 /人・時間
(4)	審査付帯費用(下記)		
	移動対価：単価	16,000 円 /人・時間	16,800 円 /人・時間
	交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(5)	登録料	1,000,000 円	1,050,000 円

5.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後納入する。(3)(4)は審査終了後納入する。(5)は登録維持決定後納入する。

6. 特別審査・拡大認定登録

6.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価	20,000 円 /人・時間	21,000 円 /人・時間
(2)	審査付帯費用(下記)		
	移動対価：単価	16,000 円 /人・時間	16,800 円 /人・時間
	交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(3)	拡大認定登録料	200,000 円	210,000 円

6.2 納入時期

(1)(2)は審査終了後納入する。(3)は拡大認定登録決定後納入する。

7. 再申請による認定審査・登録(認定取消後、再度認定申請する場合)

初回認定申請・審査・登録と同様とする。

8. 認定登録証の再発行

8.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	認定登録証の再発行手数料	3,000 円	3,150 円

8.2 納入時期

登録証受領後納入する。

備考：初回認定登録、更新登録及び拡大認定登録の場合は各登録料に含まれる。

注記 1. 上記の消費税込み料金は5%の消費税を含めたものを表示している。但し、年収リンク登録維持料の料金は計算後消費税を加算のこと。

2. 上記の各料金は、改訂することがありうる。申請にあたっては最新版を確認のこと。

3. 通訳料は当該審査登録機関の負担とする。

4. 審査が本協会の年度に跨る場合、審査料は原則として年度毎に請求する。

5. 振込み手数料は、振込み側にて負担するものとする。